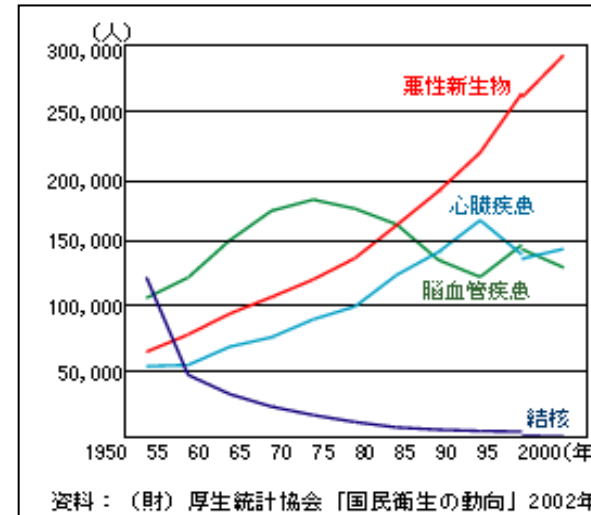
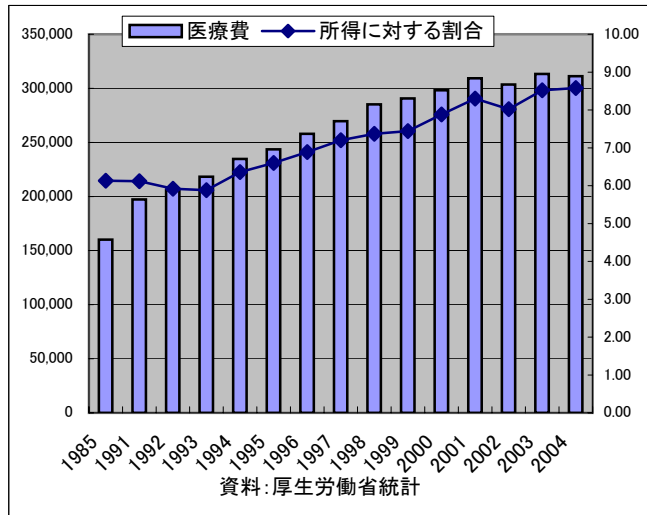




アルペンフィットネスクラブ 法人会員 ご提案資料

第2版

医療費の高騰は国民の負担を増やす大問題です。

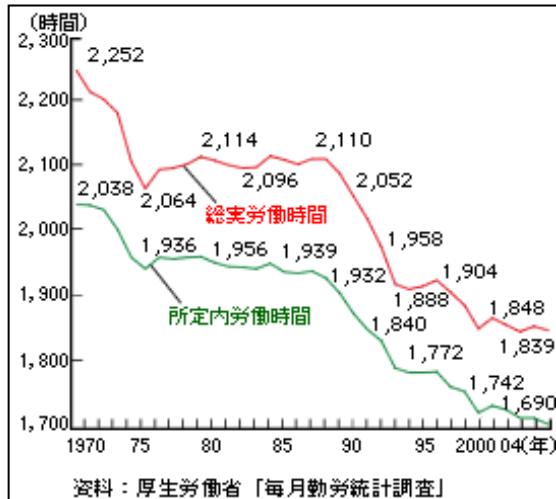


医療費は年々上がっていき、所得に対する比率も上昇している。自己負担額比率も、1980年には11%であったのが、2000年には15%に上昇。
特に高齢者医療費は、年々上がり続け、上昇額の9割近くを締めるとも言われている。

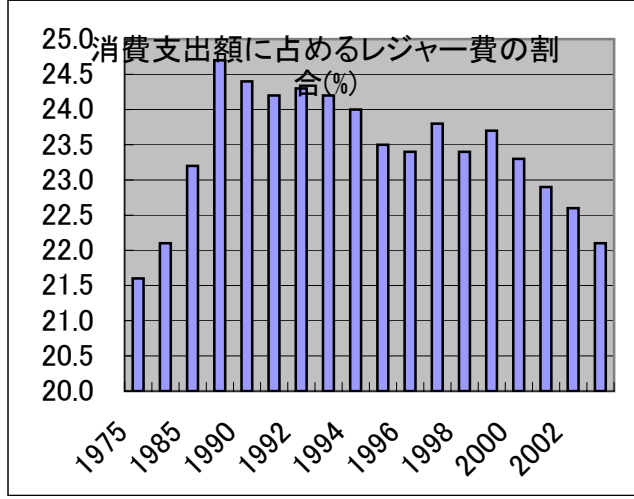
生活習慣病が増加。約295,500名の患者が居ると言われている。
現在、生活習慣病にかかる医療費が3割近くを占めている。

医療費の高騰は将来的には会社へと返ってくる可能性がある。
健康に目を向けて、高齢になってもいつまでも若く・健康でいられる体を手に入れよう。

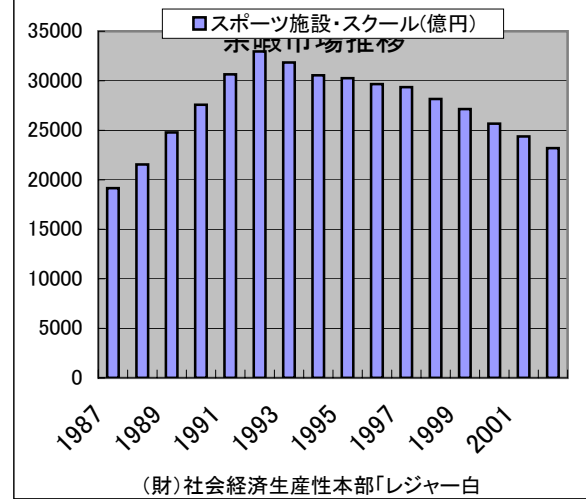
時間を有効に、賢く使う。それも社員のやる気につながります。



総労働時間が減少して、一人一人の余暇の時間が増え居ている。



一世帯当たりのレジャー支出の消費支出に占める割合は、95年以降23%前後で推移しているが、近年若干減少傾向にある。しかしレジャー費用が家庭生活の中に根を下ろしていることは間違いない。



生活水準の向上で余暇市場は着実に拡大している。90年代初めまでは順調に売上を伸ばしてきた。97年を境に不況の影響もあって幾分減少傾向にある。スポーツ施設・スクールに関して言うと、現在減少傾向にあるが、これも不況の影響と考えられる。

レジャー費としての支出は近年不況のあおりで減少気味にあるが、ヨガブームに代表されるように、健康に対する興味・関心は、年々拡大しつつある。
 また、労働時間の減少において、余暇の時間が増加し、自由に使える時間が増加している。
 余暇時間を有効に・健康に過ごす事で、会社員一人一人の生活の質を向上させ、活気ある職場にしよう。

企業戦略としてのフィットネスクラブ

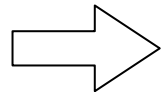
「企業は人なり」と言われるように、「企業資産」としての人材育成・開発は企業経営の重要な柱でもある。ただし、優れた人材が、企業経営の方針に答え、能力を最大に発揮する為には、心身ともに健康な状態が不可欠である。企業の豊かな将来像を語る時に、元気のある社員、すなわちやる気のある社員の育成は欠かす事のできない、大きな戦略であると言える。

伸びる企業

=

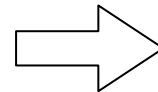
やる気ある社員

「フィットネスクラブが企業に対してできる事」



個人個人の健康管理

フィットネスクラブに通った人の医療費は、約20%減少するとも言われている。



やる気の充電

仕事に疲れた体・精神を癒す。
体を動かす事で、健康維持。
ストレス発散・リラックス・コミュニケーション

不景気の影響で、福利厚生費削減をする企業が目立っていますが、社員のやる気と健康を援助する事は企業側にとっても大いなるメリットになる。

※ 上場企業でフィットネスと法人契約を結んでいる会社は全体の6割以上。
社員5,000人を超える規模の会社では7割を超えている。

法人会員のメリット

従業員満足度の向上

多くの人々が「健康の為に体を動かしたい」と考えている。しかし、きっかけがなかなかつかめず、結局運動と縁の遠い生活をしている人も多い。

また、多くの人々がフィットネスクラブに興味を持ち、「行きたい」「行ってみたい」と考えながらも『価格が高い』『続くかどうか分からないから』等という理由で入会していない事がある。

しかし、会社がフィットネスクラブの法人会員になっていれば、入会しない理由である上記の物はクリアされ、より通いやすく健康に近づいていく。

☆ある調査によると…

従業員の希望する福利厚生の利用施設の中で、レジャー・スポーツ(フィットネスクラブやゴルフ等)は約43%と高い支持を得ている。法人会員へのご入会は、きっと従業員の皆様に歓迎して頂ける事と思われる。

従業員健康維持・増進に有効

フィットネスクラブを利用している人の病院受診率はかなり低いと言われている。日ごろから運動し、健康に過ごしていれば、職場も明るく、仕事の効率も上がると考えられます。

人材確保に最適

近年、企業を取り巻く環境の変化、競争の激化、されには社員の価値観の多様化などに伴って人材の流動化が進展している。そこで優秀な人材の確保と言う観点から、従業員施策を再検討される企業が増えている。その一環として、一時は削減していた福利厚生を、今は充実の方向へと進んでいる企業が増加している。

アルペンフィットネスクラブ甲府 法人会員のメリット

入会金なし

継続し易い会費

他フィットネスクラブの法人入会金は安くても5万円以上、高いところになると20万以上になる施設もあります。アルペンフィットネスクラブでは、少しでも利用していただきやすいよう、入会金はなしとさせて頂きました。(2007.03.16より)
少しでも多くの法人様をご入会していただけるよう考えております。

月会費は1口に付き、14,700円と低価格。個人会員よりは多少高くなりますが、法人会員は不特定多数の人間が利用できる付加価値が付きます。
また、大口法人様用に、チケット制の会員体系もご用意しております。年会費として、157,500~315,000円と幅広く設定。お選び頂けます。また、それ以上の設定は別途ご相談を承ります。

選べる会員形態

法人会員には、月会費で無記名の会員証をお渡しするタイプと、年会費でチケットをお渡しするタイプと2種類あります。また、年会費の設定も段階であります。
どちらのタイプも、利用料は必要ありませんので、社員の皆様には気軽にご利用していただけます。

充実の施設内容

露天風呂・温泉等の充実した入浴施設。マッサージ機が1階・2階それぞれにあり、2階はマッサージルームとして仕切られた空間になっています。更に、個室を利用したサービス(有料)や、個々にあったサプリメントを提供するオーダーサプリコーナー(有料)等充実したサービスがたくさんあります。

長時間営業

アルペンフィットネスクラブでは、定休日は木曜日になりますが、営業時間を月~土10:00~24:00迄、日曜10:00~20:00と、仕事が終わってからも十分通って頂ける時間とを思い、設定させて頂いております。
仕事帰りに、温泉だけ…マッサージだけ…そんな贅沢も社員の皆様のステイタスになるんじゃないでしょうか？

お問い合わせやお申込みはお気軽にご連絡下さい。

アルペンフィットネスクラブ甲府

【住所】 山梨県甲府市上阿原345-1

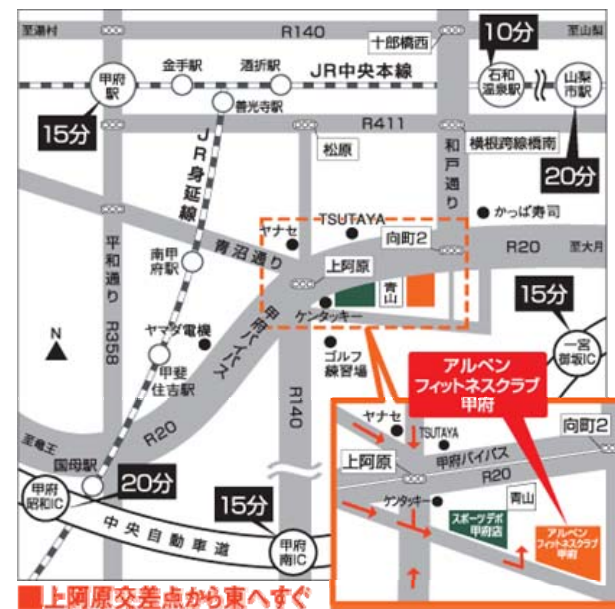
【営業時間】 月～土 10:00～24:00

日 10:00～20:00

木曜定休日

【電話】 055-233-3736

【FAX】 055-233-1736

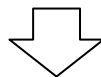


物販店（Alpen・Sports DEPO・GOLF5）において、ギア・アパレル・その他情報等をお客様に提供し、フィットネス業態では『Do Sport』すなわち、スポーツする場の提供と、スポーツを教わる場、スポーツを通じたコミュニケーションの場を提供します。

より多くの人々に、スポーツの楽しさを知っていただき、日常生活の中でのスポーツの位置を高め、健康で豊かな生活の実現に貢献することで、場所を提供するだけではない、用品を売るだけではない、両方があるからこそできる新しいフィットネスを目指していきます。

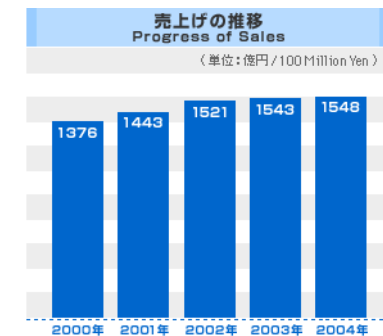
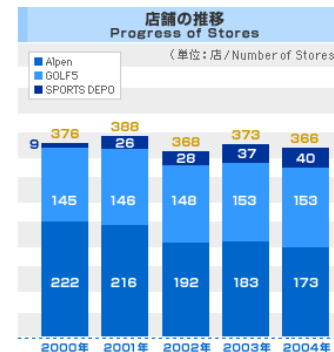
株式会社 アルペン 沿革

1972年	7月	名古屋市西区にスポーツ用品店株式会社アルペン設立
1976年	12月	一宮ヘスポーツ業界初の郊外店出店
1980年	3月	東京に事務所開設
1981年	3月	「ハート」ブランド(アメリカ)販売開始
1983年	3月	「ムナリー」ブランド(イタリア)販売開始
1983年	6月	ゴルフ専門店「ゴルフ5」1号店春日井市に開店
1984年	6月	スポーツ専門店経営利益高ランキング第1位になる
1985年	6月	スポーツ専門店売上高・経常利益高ランキング第1位になる
	9月	大阪に事務所開設
1987年	2月	「ドロミテ」ブランド(イタリア)販売開始
1988年	10月	春日井トランスファーセンターを愛知県春日井市に6,000坪で開設
	12月	資本金2億円に増資
1990年	12月	岐阜県郡上郡にスキーリゾート“ウイングヒルズ白鳥リゾート”オープン
1991年	5月	JTBとの共同出資により(株)アルペントラベル企画設立
	10月	岐阜県瑞浪市にゴルフ場“みずなみカントリークラブ”オープン
1992年	6月	売上1,000億円突破
	11月	一宮トランスファーセンターを一宮市に7,800坪で開設
1996年	5月	北海道美幌市にゴルフ場“アルペンゴルフクラブバイコース”オープン
1997年	10月	大型スポーツ用品専門店「スポーツデポ」1号店を高松市にオープン
2004年	6月	スポーツ専門店売上高ランキング19年連続第1位



2006年	4月	「アルペンイックフィットネス」1号店を名古屋市砂田橋にオープン
2006年	4月	「アルペンフィットネスクラブ」1号店を甲府市にオープン

名称	株式会社 アルペン
設立	1972年7月
本部	名古屋市中村区名駅五丁目25番1号 愛三ビ
資本金	13億9360万円
事業内容	・スキー用品及びゴルフ・テニス・マリン・野球用品等各種スポーツ用品、レジャー用品の商品開発、販売(小売り) ・スキー場・ゴルフ場経営
主な取引銀行	三井住友銀行 名古屋栄支店、みずほ銀行 名古屋中央支店、東京三菱銀行 名古屋支店、UFJ銀行 名古屋営業部
ホームページ	http://www.alpen-group.jp/
関連・関係会社	株式会社 ジャパーナ 株式会社 キスマークジャパン 株式会社 アルペントラベル企画 無錫ジャパーナ体育用品有限公司 株式会社 スポーツロジスティックス 株式会社 ゴルフプランナー 株式会社 ロイヤルヒルズ



会社概要

本社	〒450-8580 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25番1号 愛三ビル 電話：〈052〉583-6386 ファックス：〈052〉583-6394
創立	1972年7月
資本金	151億6360万円
代表者	水野 泰三
決算期	6月度（年1回）
事業内容	商品開発、販売（小売） スキー・ゴルフ場経営 フィットネスクラブ経営
店舗数	366店舗（2004年実績）

法人会員 規約 (御利用者様用)

1. 総則

第1条

このクラブの名称は、アルペンフィットネスクラブと称し、本クラブと契約した法人（以下契約法人）の役員・従業員及び役員・従業員の家族（以下法人会員）が本クラブ内の諸施設を利用し、スポーツを通じて健康の維持・増進、生きがいの創造に寄与し、また技術の向上・心身の育成・会員相互の親睦、並びにフィットネスライフの振興を図る事を目的とします。

第2条

本クラブの施設は、株式会社アルペン（以下会社）が所有し、運営・管理を行います。

2. 法人会員

第3条

本クラブは会員制とし、法人会員は会社と契約法人の間で定めた契約条件（以下契約）に応じて施設を利用する事ができます。

第4条

本クラブを利用する方は、契約法人の承認を前提に、法人会員会則（以下会則）を承認の上、御利用頂けます。

第5条

本クラブの利用資格を有する方は、契約法人の役員・従業員及び役員・従業員の家族に限定され、かつ16歳以上の健康な男女で、会則を承認し利用を希望する方とします。

また、次の場合は施設利用することが出来ません。

- ① クラブ利用に当たり、契約法人の承認を得ていない方
- ② 刺青のある方（タトゥーシールを含む）
- ③ 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾患を有する方
- ④ 医師から運動または入浴を禁じられている方
- ⑤ 一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方
- ⑥ 妊娠している方
- ⑦ 刃物など危険物をお持ちの方、また他の利用者に迷惑をかけると判断される方
- ⑧ 本クラブの会員としてふさわしくないと会社が判断した方
- ⑨ 前各号の他、正常な施設利用ができないと判断した方

第6条

- ① 会社は契約法人に対して無記名の会員証または利用券を発行し、法人会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証または利用券を必ず携帯し入館時に提示しなければなりません。
- ② 法人会員は会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を返還しなければなりません。
- ③ 会員証を紛失したときは速やかに所定の方法で再発行の手続きを取らなければなりません。この際所定の再発行手数料を支払うものとします。

第7条

法人会員は契約の定めのないサービスを受ける場合、所定の料金を支払うものとします。

第8条

法人会員は、契約ロッカーを使用することができます。その際、所定の手続きを完了し、費用を納入しなければなりません。

第9条

会社は次のいずれかの場合、法人契約内容に応じて、会員の施設利用を制限する場合があります。

- ① 契約で定めた施設利用回数を超過してしまった場合
- ② 契約で定めた利用可能店、時間、曜日の範囲を超えた利用があった場合

第10条

法人会員が次のいずれかに該当した場合は、会社は、その会員に催告をなし、資格停止処分あるいは除名処分などの処分をなすことが出来ます。

- ① 会則、その他会社が定める諸規則に違反した時
- ② 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱した時
- ③ 諸会費、諸料金の支払いを怠った時
- ④ 登録に際して会社に虚偽の申告をした時
- ⑤ 会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断した時

第11条

法人会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ① 契約法人が退会した時、または契約法人たる資格を喪失した時
- ② 契約法人たる法人を退職した時
- ③ 除名された時
- ④ 死亡した時
- ⑤ 本クラブを閉業した時

第12条

法人会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。

3. 施設利用

第13条

本クラブは法人会員が同伴した法人会員以外のお客様（以下ビジター）に、施設を御利用頂くことができます。尚、この場合ビジターは別途定めた施設使用料金をお支払い頂き、ご利用に関しては同伴してきた会員の資格に準じます。（ただし、混雑時は法人会員または個人会員を優先させて頂きます）ビジターについても会則は適用されます。

第14条

- ① 法人会員は本クラブ諸施設利用にあたり、本会則、入会のしおり記載事項、その他館内諸規則を遵守しなければなりません。
 - ② 法人会員は、本クラブ諸施設利用にあたり、施設スタッフの指示に従って頂きます。
 - ③ 法人会員は、本クラブ諸施設利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはなりません。
- ビジターは、本クラブ諸施設を利用する際、前各項に基づき会員が負担する義務と同一の義務を負うものとします。

第15条

会社は法人会員が下記の項の一つに該当する場合は、その法人会員の本施設への入場禁止及び退場を命じる事が出来ます。

- ① 刺青のある方（タトゥーシールを含む）
- ② 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾患を有する方
- ③ 医師から運動または入浴を禁じられている方
- ④ 妊娠している方
- ⑤ 刃物など危険物をお持ちの方、また他の利用者に迷惑をかけると判断される方
- ⑥ 飲酒などにより、正常な施設利用ができないと会社が判断した方
- ⑦ 本クラブの会員としてふさわしくないと会社が判断した方
- ⑧ 前各号の他、正常な施設利用ができないと会社が判断した方

第16条

- ① 法人会員が本クラブの施設を利用するに際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故について会社は一切損害賠償の責を負いません。法人会員が同伴したビジターについても同様とします、ただし、会社に過失があると認めた場合には、会社は一定の補償をするものとします。
- ② 法人会員が本クラブの施設利用に際して会社または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。法人会員が同伴したビジターについては、同伴した法人会員が当該ビジターと連帯して損害賠償の責に任じるものとします。

第17条

法人会員が本クラブの利用に際して生じた盗難について、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

第18条

- ① 法人会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一切の損害賠償の責を負いません。
- ② 忘れ物については、原則として2週間保管した後、処分させて頂きます。

第19条

以下の事を禁止事項として定めます。

- ① 許可なく館内を撮影する事
- ② 許可なく物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をする事
- ③ 他人を誹謗、中傷する事
- ④ 他人に対する暴力行為や威嚇行為
- ⑤ 痴漢、覗き、露出など公序良俗に反する行為
- ⑥ 施設内に落書きや造作をする事
- ⑦ 動物を館内に持ち込む事
- ⑧ 危険物を館内に持ち込む事
- ⑨ 館内での喫煙
- ⑩ その他、他の利用者の迷惑となる行為

第20条

本会則に定めのないクラブ運営事項については、利用案内、または会社が別途規則に定めます。

4. 施設営業

第21条

営業時間は別途定めます。ただし、臨時に時間を変更する場合は原則として2週間前までに施設内に掲示いたします。

第22条

本クラブの定める施設点検日を休館とする事があります。

第23条

次の場合会社は、本クラブの全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。その場合、第①号または緊急を要する場合を除き、2週間前までにその旨を告知します。但しこれにより会費等の支払い義務は、軽減または免除されません。

- ① 自然災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと会社が判断した場合
 - ② 施設の増改築、修繕または点検によりやむをえない場合
 - ③ 会社が特別行事を開催する場合
 - ④ その他会社が管理運営上必要と認めた場合
 - ⑤ 前各号の他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合
- 臨時休業の場合は、原則として2週間前までに施設内に掲示するものとします。

5. その他

第24条

ご意見・苦情等については、下記までご連絡ください。

お問合せ対応窓口 お客様ま係

TEL : (052)583-6369

(受付時間 平日 9:00~12:00、13:00~18:00)

第25条

会社は必要と認めた場合、本規約の改定を行う事が出来ます。

尚、改定内容は全法人会員に適用されるものとします。

以上



法人規約（対御契約者様用）

1. 総則

第1条

本クラブはアルペンフィットネスクラブと称し、本クラブと契約した法人（以下契約法人）の役員・従業員及び役員・従業員の家族（以下法人会員）が本クラブを利用して、スポーツを通じて健康の維持・増進、生きがいの創造に寄与し、また技術の向上・心身の育成・会員相互の親睦、並びにフィットネスクラブの振興を図る事を目的とします。

第2条

本クラブの運営は、株式会社アルペン（以下会社）が行います。

所在地は愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25番1号とします。

2. 契約

第3条

本クラブにおいて契約法人たる資格を有する法人は以下の通りとします。ただし、会社の審査において契約するにふさわしくないと判断したときは、契約をお断りする場合があります。

- ① 法人
- ② その他、会社が認めるもの

第4条

契約法人は、本クラブの規約を承認し諸契約を交わして、法人入会申込書を提出し、別途定める費用を納入する事により、契約法人の資格を得ます。なお、契約法人は入会金・手数料・会費を施設利用開始日までに会社の指定する銀行口座に振り込み、もしくは毎月27日に契約法人の口座から自動引き落としとします。また、この場合の振り込み手数料や会費等に付加される消費税などは契約法人が負担します。

第5条

- ① 契約期間は、施設利用開始日より1年間とし、期間満了予定日の2ヶ月前までにその更新につき、異議の申し出がなければ自動的に更新されるものとします。
- ② 契約を更新する契約法人については、新規の入会金の支払いは免除されます。
- ③ 会員種別の変更は、更新月のみとします。
- ④ 契約期間内において、契約法人が第12条によりその資格を喪失した場合は喪失時点で契約は終了となります。

第6条

契約開始日及び施設利用開始日は、毎月1日とします。

第7条

- ① 年間の施設利用回数は別途定めます。
- ② チケットの未消化分を、期限を越えて利用することはできません。

第8条

入会金（前納分も含む）は契約法人が契約を継続する限り有効となります。入会金は契約法人が第12条によりその資格を喪失した場合においても返還いたしません。また、入会金はその他の理由により退会もしくは契約終了に至った場合においても返還は致しません。

第9条

契約期間内において契約法人が第12条によりその資格を喪失した場合においても前納された会費は返還致しません。

第10条

入会時に書いた申込書の内容に変更が生じたとき直ちにその内容を書類にてお届けください。

第11条

手続きは、本クラブスタッフと書面にて行い、口頭、電話、ファックス、郵便による手続きはできません。

3. 会員

第12条

契約法人は、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失します。

- ① 契約法人の都合により所定の退会届が提出され、これが受理された時
- ② 本契約の各条項に違反した時
- ③ 手形・小切手が不渡りとなったとき、またはその他支払停止状態に陥った時
- ④ 破産、民事再生手続き、会社更生、会社整理、特別清算等の申立があった時
- ⑤ 差押、仮差押、仮処分、競売の申立などを受け、あるいは租税滞納処分を受けた時
- ⑥ 解散した時
- ⑦ 営業停止、営業取り消しなど公権力の処分を受けた時
- ⑧ その他契約を継続したいと会社が認める事態が生じた時

第13条

- ① 本クラブは会員制とし、契約法人の認める法人会員で本クラブが認めたものは、「法人会員規約」に基づき施設を利用することができます。
- ② 会員証・チケットご持参の上、法人会員であれば使用可能とします。
- ③ 法人会員の施設利用については別途「法人会員規約」に定めるものとします。

4. 施設営業

第14条

次の場合会社は、本クラブの全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。その場合、第①号または緊急を要する場合を除き、2週間前までにその旨を告知します。但しこれにより会費等の支払い義務は、軽減または免除されません。

- ① 自然災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと会社が判断した場合
- ② 施設の増改築、修繕または点検によりやむをえない場合
- ③ 会社が特別行事を開催する場合
- ④ その他会社が管理運営上必要と認めた場合
- ⑤ 前各号の他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合
臨時休業の場合は、原則として2週間前までに施設内に掲示するものとします。

5. その他

第15条

- ① 法人会員の利用状況について契約法人から問い合わせがあった場合、会社は契約法人に対して速やかに報告するものとします。
- ② 法人会員のクラブ内でのトラブル等について、会社は契約法人に対して速やかに報告するものとします。
- ③ 契約法人は、法人会員の施設利用に関して何らかの変更が予測される場合、速やかに会社に報告するものとします。

第16条

会社は必要と認めた場合、本規約の改定を行う事ができます。尚、改定内容は全契約法人及び全法人会員に適用されるものとします。

